

令和 7 年 3 月 1 0 日

こども未来部こども政策推進担当

江東区こどもの権利に関する条例

1 条例制定の理由

こどもの健やかな育ちを支え、こどもの最善の利益が尊重される社会を実現するために、こどもの権利に関する基本的な事項を定める。

2 条例案の概要

- (1) 前文
- (2) 第1条 条例の目的
- (3) 第2条 条例で使われる言葉の意味
- (4) 第3条 大切な考え方
- (5) 第4条～第7条 保障されるこどもの権利
- (6) 第8条 区の責務
- (7) 第9条～第11条 保護者、区民及び育ち学ぶ施設の関係者の役割
- (8) 第12条 こどもの権利が守られていない状態からの回復
- (9) 第13条 委任

3 施行日

令和7年4月1日施行とする。

4 条例案文

2ページ以降を参照

江東区こどもの権利に関する条例

こどものみなさん

みなさんは、誰一人代わりのいないかけがえのない存在です。

すべての人は、生まれた時から一人の人間として幸せに生きる権利を持っています。みなさんは、命が守られ、安心して育つことができます。まわりの人の愛情のもとで遊び、休み、学び、自分らしく暮らしていくことができます。

みなさんは、自分の意志で自分に合った選択をすることができます。しかし、成長の途中であるみなさんは守られる存在でもあり、まわりの人からの助けが必要になる場合があります。そのために私たちおとなは、みなさんを守るため、みなさん一人ひとりの声を大切に受け止め、みなさんにとって最もよいことができるように考えていかなければなりません。

みなさんは、人種や性別、障害や病気のあるなしなどにかかわらず、いかなる差別も受けません。誰もが同じように大切にされます。

みなさんは、様々な活動の場に参加し、自分の意見や思いをあなたらしい方法で表現することができます。

もし、みなさんが悩んだり、不安になったり、困ったりすることがあったら、おとなに相談したり、助けてもらうことができます。私たちおとなは、みなさんの立場に寄り添い、みなさんにとって一番よいことを一緒に考えていきます。

江東区には、地域に温かい思いやりの心が息づいています。私たちおとなは、地域全体でみなさんを見守り、みなさんを全力で応援します。

未来を担うみなさんは、たくさんの可能性であふれています。たとえ失敗しても何んでもやり直せます。

江東区は、こどもの権利をみなさんやおとなに理解してもらえるように伝えていきます。そして、みなさん一人ひとりが大切にされ、誰もが自分は生まれてきてよかったと思える社会を目指して、この条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法や児童の権利に関する条約の考えをもとに、

こどもの権利を大切にするための基本となる考えを定め、こどもに関係する人たちが何をしなければならないのかを理解し、みんなで江東区（以下「区」

といひます。) のこどもの^{すこ}健やかな^{そだ}育ちを^{ささ}支えていくことを^{もくてき}目的とします。

(言葉の^{ことば}意味^{い み})

第2条 この^{だいい}条^{じょう}例^{れい}で^{つか}使う^{ことば}言葉^{い み}の意味^{い み}は、^{つぎ}それぞれ^{つぎ}次の^{つぎ}とおりです。

(1) 「こども」とは、^{こうとうく}江東区内^{い か}(以下「区内」といひます。) に^す住んでいたり、
^く区内で^{まな}学んでいたり、^{はたら}働いていたり、^{かつどう}活動したりしている^{ひと}人^{なか}の中で、まだ
18^{さい}歳^{ひと}になつていない^{ひと}人やこれらの^{ひと}人^{おな}と同じく^{けんり}権利^{みと}を認めることが^{ふさわし}ふさわし
^{ひと}い^{ひと}人のことをいひます。

(2) 「保護者」とは、こどもの^ほ親^{ごしや}、^{おや}里親^{さと}その他^たこどもの^{おや}親^かに代わりそのこども
を^{そだ}育てる^{ひと}人のことをいひます。

(3) 「区民」とは、区内に住んでいたり、区内で^く学んでいたり、^く働いていたり、^{はたら}働いていたり、
^{かつどう}活動したりしている^{ひと}人や^{だんたい}団体のことをいひます。

(4) 「育ち学ぶ施設」とは、区内の^く保育所^{ほいくしよ}、^{ようちえん}幼稚園^{がっこう}、^{じどうふくししせつ}学校や^{そだ}児童福祉施設^{あそ}など
の、こどもが^{そだ}育ち、^{あそ}遊び、^{まな}学び、^{かつどう}活動するために^{りよう}利用する^{しせつ}施設のことをいひ
ます。

(^{たいせつ}大切な^{かんが}考^{かた}え方)

第3条 こどもは、^う生まれた^{とき}時から^{けんり}権利^もを持つ^{ひとり}一人^{にんげん}の人間として、^{せいかつ}生活の^{せいかつ}あ
^{ゆる}ゆる^{ばめん}場面において、その^{けんり}権利^{たいせつ}が大切に^{たいせつ}されます。

2 こどもは、自分の^{じぶん}権利^{けんり}が大切に^{たいせつ}されることと同じように、自分以外^{おな}の^{じぶん}人^{いがい}の^{ひと}
^{けんり}権利^{たいせつ}も大切に^{たいせつ}します。

3 おとなは、こどもに対して^{たい}何か^{なに}を行^{おこな}う^{とき}時には、こどもにとって^{もつと}最も^{もつと}よいこ
とができるように^{かんが}考^{かんが}えていきます。

(^{あんしん}安心して^い生きる^{けんり}権利)

第4条 こどもは、^{あんしん}安心して^い生きるため、^{つぎ}次の^{けんり}権利^{まも}が守られます。

(1) ^{いのち}命^{まも}が守られ、^{あい}愛され、^{たいせつ}大切に^{たいせつ}されること。

(2) ^{けんこう}健康^{まも}が守られ、^{ひつよう}必要な^{いりよう}医療や^{ぎようせい}行政サービス^うが受けられること。

(3) ^{しんたいでき}身体的・^{せいしんでき}精神的な^{ぼうりよく}暴力や^{ぎやくたい}虐待^うを受けないこと。

(4) ^{かてい}家庭の^{かんきよう}環境、^{こくせき}国籍、^{ぶんか}文化の^{ちが}違い、^{ねんれい}年齢、^{せいべつ}性別、^{せい}性の^{かた}あり方、^{しょうがい}障害や^{びようき}病氣
のあるなしなどにより^{さべつ}差別を^{さべつ}されないこと。

(^{じぶん}自分らしく^{そだ}育つ^{けんり}権利)

第5条 こどもは、自分らしく^{そだ}育つため、^{つぎ}次の^{けんり}権利^{まも}が守られます。

- (1) 遊び、休み、学ぶこと、そのために必要な環境が整えられること。
 - (2) 様々な文化や芸術、スポーツ、自然などに触れて豊かな経験ができること。
 - (3) 自分の考えで仲間を作り、集まること。
 - (4) 自分の個性や可能性が大切にされること。
- (守られる権利)

第6条 子どもは、自分の心や身体を守るため、次の権利が守られます。

- (1) 健やかな育ちを害するものから守られること。
- (2) プライバシーや名誉が守られること。
- (3) 不安なことや困ったことがあった時に、おとなに必要な支援や助言を求め、おとなにしっかりと自分の思いを受け止めてもらうこと。

(自分の意見などを明らかにし、参加する権利)

第7条 子どもは、自分にかかわりのあることについて意見を伝えたり、様々な活動に参加するため、次の権利が守られます。

- (1) 自分の意見などを言葉その他の方法で自由に表現し、家庭や育ち学ぶ施設、地域のおとな、区などに伝えること。
- (2) 自分の意見などを考えるために自分にとって必要な情報をわかりやすく、おとなや社会から得られること。
- (3) こどもの意見などは、おとなの意見と同じように大切にされ、おとなや社会に受け止められること。
- (4) 自分の考えで様々な活動に参加すること。

(区の責務)

第8条 区は、子ども、保護者、区民、育ち学ぶ施設や関係する人たちと力を合わせてすべてのこどもの権利が守られるための取組を進めます。

2 区は、この条例の考え方をもとにこどもの権利を守る取組を進めていくための計画をつくりまします。

3 区は、子どもに関係する様々な取組を行う時には、この条例の考え方をもとに進めます。

4 区は、子どもや保護者、区民、育ち学ぶ施設の関係者などにこどもの権利についての考え方を理解してもらえるように取組を進めます。

5 区は、^く育ち^{そだ}学ぶ^{まな}施設^{しせつ}や^{かてい}家庭^{ちいき}、^{しやかい}地域社会^{けんり}などで、こどもがこどもの権利について自ら^{みづか}学び、自分と自分以外の人の権利を大切に^{じぶん}しあうことができるようになるための^{とりくみ}取組を進めます。

(^{ほごしや}保護者の^{やくわり}役割)

第9条 ^{だい}保護者は、こどもにとって^{じょう}最もよいことを一番に^{ほごしや}考え、^{もっと}豊かな^{いちばん}愛情^{かんが}を持ってこどもに^{ゆた}接し、こどもの権利が^{あいじょう}守られるように努めます。

2 ^{ほごしや}保護者は、必要に応じて、区や区民、育ち学ぶ施設などと^{ひつよう}力を合わせてこどもが^{おう}健やかに^く育つように努めます。

(^{くみん}区民の^{やくわり}役割)

第10条 ^{だい}区民は、^{じょう}地域全体でこどもを^{くみん}育てていくことを^{そだ}理解し、^{りかい}力を合わせてこどもの権利が^{ちから}守られるように努めます。

2 ^{くみん}区民は、こどもが^{すこ}健やかに^{そだ}育つことができる^{かんきょう}環境づくりに努めます。

3 ^{くみん}区民は、^{ちいき}地域でこどもを^{みまも}見守り、区と一緒にこどもが^く安全に^{いっしょ}安心して^{あんぜん}過ごすことができる^{あんしん}まちづくりに努めます。

(^{そだ}育ち学ぶ^{まな}施設^{しせつ}の^{かんけいしや}関係者の^{やくわり}役割)

第11条 ^{だい}育ち学ぶ施設の関係者は、こどもが自分で^{そだ}考え、^{まな}遊び、^{かつどう}学び、活動^{しえん}することができるようにするための^{おこな}支援を行い、こどもの権利が^{けんり}守られるように努めます。

2 ^{そだ}育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設がこどもの^{すこ}健やかな^{そだ}育ちのために^{たい}大切な^{せつ}役割を持っていることを^{やくわり}理解し、こどもを^{りかい}支援する^{しえん}力を^{ちから}高めるように努めます。

3 ^{そだ}育ち学ぶ施設の関係者は、^{ほごしや}保護者が^{かてい}家庭で^{あんしん}安心して^{こそだ}子育てができるようにするための^{しえん}支援を^{おこな}行い、こどもの権利が^{けんり}守られるように努めます。

4 ^{そだ}育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設の^{じょうほう}情報について、^{ほごしや}保護者や^{くみん}区民に^{つた}伝え、お互いに^{たが}力を合わせて^{そだ}育ち学ぶ施設を^{うんえい}運営するように努めます。

(こどもの^{けんり}権利が^{まも}守られていない^{じょうたい}状態からの^{かいふく}回復)

第12条 ^{だい}区や^{ほごしや}保護者、^{くみん}区民、^{そだ}育ち学ぶ施設^{まな}の関係者は、^{しせつ}お互いに^{たが}力を合わせてこどもに^{さべつ}差別や^{ぎやくたい}虐待、^たいじめ^{けんり}その他の^{まも}権利が^{じょうたい}守られていない^{けんり}状態があれば、^{ちから}力を合わせて^{はや}早く^{けんり}権利が^{まも}守られた^{じょうたい}状態へ^{かいふく}回復できるようにするための^{しえん}支援に努めます。

2 区は、こどもの思いを受け止め、こどもの不安や悩みを解消できるよう相談に応じ、こどもが安心して育つことができる環境づくりに努めます。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか必要なことは、区長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。